

保険金と補償概要

国内外を問わず、被保険者（保険の対象となる方）が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（骨折、やけどなど）をした場合などに、保険金をお支払いします。

■ 基本保険金

治療1日でも

ケガにより医師の治療を受けた場合（※）に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

（※）事故日を含めて180日以内の入院または通院に限ります。

■ 重度後遺障害時介護一時金

ケガにより事故日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、介護が必要な状態と医師に診断された場合で、かつ、その状態が医師の診断日を含めて180日を超えて継続した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

■ 部位・症状別保険金

治療5日以上

ケガにより医師の治療を受け、その治療日数（※）の合計が5日以上になった場合に、基本保険金に加え、ケガの部位・症状に応じて、ご契約の保険金額の1倍～24倍をお支払いします。

（※）事故日を含めて180日以内の入院または通院に限ります。

■ 長期入院一時金

入院60日以上

ケガにより60日以上入院した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

■ 死亡保険金

ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

■ 骨折時生活支援一時金

ケガにより下半身（※）を骨折または脱臼した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

（※）下肢および骨盤をいい、足指を除きます。

下半身の
骨折または脱臼を
手厚くサポート!

熱中症・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒も補償します。

地震・噴火・津波が原因の場合も補償します。

保険金をお支払いしない主な場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）
- 入浴中の溺水（ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）
- 妊娠・出産・早産

- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的
他覚所見のないもの
- 特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳
登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）
- 自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事
中のケガ
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

など

- このチラシでご案内のプランは、法人会に属する会員のみご加入いただけます。会員が法人会を退会した場合、ご継続の際は、このチラシでご案内したプラン以外のご案内となります。
- 被保険者の方の年齢が保険期間開始日時点で満50歳～満79歳までの方のみ、新規でのご加入をお引受けします。満80歳以上の方は満79歳までに新規でご加入された場合の継続契約に限りお引受けします。最長で満98歳までお引受けが可能です。
- 継続契約について、以下にご留意ください。
 - ・継続契約の保険料は、その継続契約の保険期間の開始日における年齢によって計算されますので、継続前の保険料と異なることがあります。
 - ・保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。
- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては「50代からのけがの保険一時金支払型」（部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険）パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

4A9-811 (B-220312) 2022-07 30K (CR)

骨折に“頼れる”保険

万一の備えの

しん こっ ちょう
真骨頂

（部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険）

AIG損保

新規契約加入可能年齢（※）
満50歳～満79歳

（※）保険期間開始日時点での保険の
対象となる方（被保険者ご本人
様）の満年齢をいいます。

——— 仕事中でもプライベートも24時間365日補償します。 ———

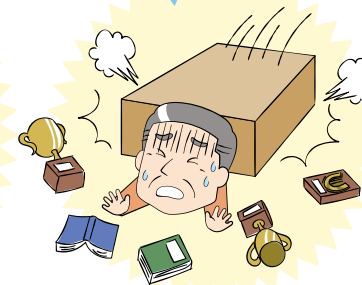
骨折または脱臼



骨折または脱臼
以外のケガ



地震・噴火・津波が
原因のケガ



熱中症・食中毒



部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険

2022年7月版

2021年9月1日以降保険始期契約用

主な特長

50歳以上の方のことを
真剣に考えた専用商品

- 骨折しても安心サポート!** 部位・症状別保険金(一時金)で手厚く補償!
入院・通院問わず、骨折などケガで5日以上医師による治療を受けられた場合、部位・症状別保険金をお支払い!
- 下半身の「骨折」または「脱臼」には、別途一時金もあってさらに手厚く!
日常生活に与える影響の大きい下半身の「骨折」、「脱臼」に対し一時金をお支払いします。
- もちろん、「骨折」、「脱臼」以外のケガも補償! **地震**によるケガも対象!
ちょっとしたケガで医師の治療を受けた場合も補償します。また、一般的な傷害保険では補償対象外の地震・噴火・津波によるケガも補償対象!
- 長期入院**や重度の後遺障害による**要介護状態**も一時金でサポート!
ケガによる入院が長引いた場合(60日以上)や重度の後遺障害により要介護状態となった場合も手厚く補償します。
- 熱中症・食中毒**も!
補償はケガではありません。熱中症、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒も補償します。
- 仕事中でも、プライベートでも!**
仕事、スポーツ中、旅行中など24時間365日補償します。
- 健康な暮らしを応援する**電話相談サービス**をご提供! ※提携会社が提供するサービスです。
電話相談「けんこう・くらぶ」で健康な暮らしをサポートします。

けんこう・くらぶ

体の気になる症状や病気などの健康・医療相談、心の悩み、介護の相談、お孫さまの育児相談など、さまざまな疑問に専門スタッフがお答えします。
- 加入は**簡単**、補償は**しっかり**!
健康状態の告知や医師の診査も不要で、ご加入もカンタンです。
- 保険料は**全額損金算入**が可能!
法人が負担した保険料は「法人等契約の傷害保険金受取人指定に関する特約」をセットするなど一定要件のもと全額損金算入が可能です。【法人税基本通達9-3-5による】
※記載の税務取扱は2022年7月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

ご案内プラン

ご契約タイプ		(保険期間1年)		
契約年齢(※)区分と 合計保険料 (1回分)	50歳～69歳(月払)	S1 12,720円	S2 8,950円	S3 5,190円
	70歳～79歳(月払)	16,480円	11,560円	6,640円
保険金額	部位・症状別保険金	150,000円	100,000円	50,000円
	基本保険金	10,000円	10,000円	10,000円
	長期入院一時金	20万円	20万円	20万円
	重度後遺障害時介護一時金	300万円	300万円	300万円
	骨折時生活支援一時金	10万円	10万円	10万円
	死亡保険金	1,000万円	1,000万円	1,000万円
自動付帯特約		●地震・噴火・津波危険補償特約 ●熱中症危険補償特約(部位・症状払型契約用) ●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約(部位・症状払型契約用)		

(※)契約年齢とは保険期間開始日における年齢をいいます。

以下の特約をセットすることが可能です。

法人等契約の傷害保険金受取人指定に関する特約

- この特約は死亡保険金受取人を企業等に指定した場合にセットできます。
- この特約をセットした場合、死亡保険金だけでなく、以下の保険金も死亡保険金受取人に指定した企業等にお支払いします。

部位・症状別保険金 / 基本保険金 / 長期入院一時金 / 重度後遺障害時介護一時金 / 骨折時生活支援一時金

部位・症状別保険金のご説明

お支払いする部位・症状別保険金は、ご加入いただいたプランの部位・症状別保険金額に下表の倍率を乗じた金額となります。

部位・症状別 保険金支払倍率表		部 位	1	2			3	4		5		6		7
			頭部	顔面部			けいぶ 頸部	(1) 腹部・ 胸部	(2) 背部・ 腰部・ でんぶ 臀部	じょうし 上肢		かし 下肢		全身
				(1) 右記 以外	(2) 眼	(3) 歯牙				(1) 右記 以外	(2) 手指	(1) 右記 以外	(2) 足指	
症 状														
1	(ア)打撲等 (イ)筋等の損傷または断裂(完全に切断されないもの)	1倍	1倍	—	—	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	3倍
2	(ア)挫創 (イ)挫滅創 (ウ)切創	3倍	3倍	—	—	2倍	3倍	3倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	7倍
3	神経(脊髄を含みます。)の損傷または断裂	24倍	8倍	12倍	—	18倍	—	18倍	8倍	6倍	8倍	6倍	6倍	18倍
4	筋等の断裂(完全に切断されるもの)	—	—	—	—	—	—	—	7倍	7倍	8倍	6倍	6倍	7倍
5	骨折または脱臼	12倍	6倍	—	—	17倍	6倍	12倍	7倍	3倍	13倍	4倍	4倍	18倍
6	欠損または切断	—	4倍	—	1倍	—	—	—	20倍	6倍	20倍	6倍	6倍	20倍
7	(ア)臓器の損傷または破裂 (イ)眼球の損傷または破裂	—	—	10倍	—	—	15倍	—	—	—	—	—	—	—
8	(ア)頭蓋内の内出血または血腫(脳挫傷を含みます。) (イ)眼球の内出血または血腫	24倍	—	6倍	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	熱傷	1倍	2倍	—	—	1倍	2倍	2倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	7倍
10	その他(ケガを被ったその部位において、該当する①～ ⑨の症状の倍率が記載されていない場合をいいます。)	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	5倍

(注1) 上表の部位⑦「全身」とは、同一の症状につき以下の①から⑥までの部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

①頭部②顔面部(眼、歯牙を除きます。)
③頸部④腹部・胸部または背部・腰部・臀部⑤上肢⑥下肢

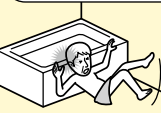
(注2) 同一の「急激かつ偶然な外来の事故」により被ったケガの部位または症状が上表の複数の項目に該当するときは、それぞれの項目のうち最も高い支払倍率を適用します。

(注3) 以下の1. から3. の症状の支払倍率は、部位にかかわらず2倍とします。

- 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は保険金のお支払い対象となりません。)
- 日射または熱射による身体の障害
- 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒

保険金支払例

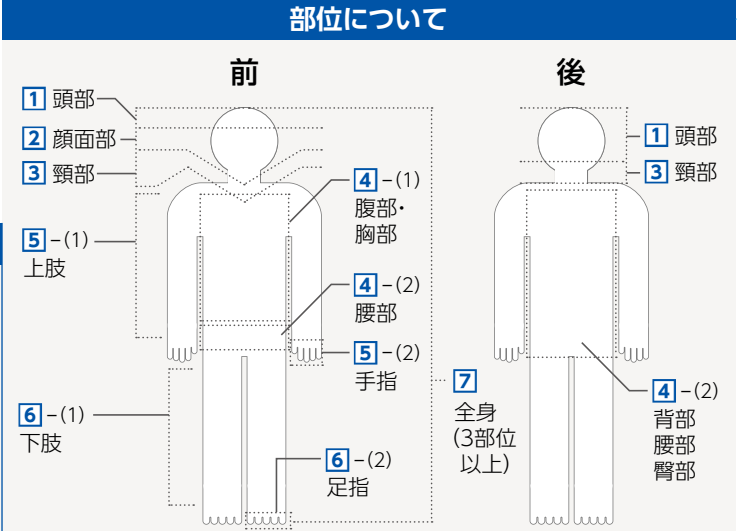
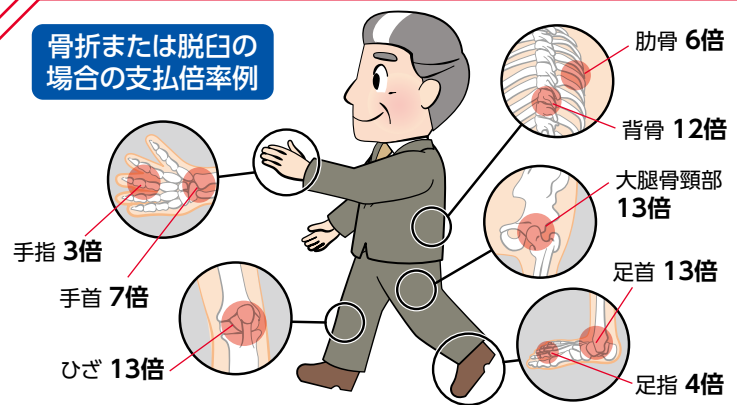
(注) 下記の保険金支払例は全てS2プランに加入の場合です。

お仕事では 	脚立の上で作業中に転落し 大腿骨頸部 を骨折し60日間入院した場合	
	基本保険金	10,000円
	部位・症状別保険金 13倍	1,300,000円
	骨折時生活支援一時金	100,000円
	長期入院一時金	200,000円
合計1,610,000円をお支払い!		
日常生活では 	風呂場で転倒し頭を強く打ち外傷性くも膜下出血で20日間入院した場合	
	基本保険金	10,000円
	部位・症状別保険金 24倍	2,400,000円
	合計2,410,000円をお支払い!	

症状について(一例)

- (ア)打撲等とは
打撲・擦過傷(すり傷)・挫傷(打ち身)または捻挫のことをいいます。
(例)階段で足を踏み外し、足首を捻挫した。
- 筋等の断裂(完全に切断されるもの)とは
筋肉や腱・靱帯が完全断裂することをいいます。
(例)ソフトバレーボール中に、アキレス腱を断裂した。
- (ア)頭蓋内の内出血または血腫(脳挫傷を含みます。)とは
頭蓋内の血管が切れて、出血することまたは血がたまることをいいます。
(例)風呂場で転倒し、頭を強く打ち、外傷性くも膜下出血を起こした。

(注)これらの症状に該当した場合であっても、「急激かつ偶然な外来の事故」によらない場合は、保険金のお支払い対象となりません。



(注) この説明図はあくまでも参考であり、保険金支払いにあたっての部位の特定は弊社の基準によります。